

国自旅第 3 4 0 号
令和 7 年 3 月 2 7 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成 2 7 年 2 月 2 7 日付け国自旅第 3 2 1 号）の一部
改正について

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成 2 7 年 2 月 2 7 日付け国自旅第 3 2 1 号）の一部を別添のとおり改正することとしたので、その旨了知されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別紙のとおり通知したので、念のため申し添える

	国自旅第321号
	平成27年 2月27日
	国自旅第175号
一部改正	平成27年 9月29日
	国自旅第406号
一部改正	平成28年 3月30日
	国自旅第171号
一部改正	平成28年 9月30日
	国自旅第403号
一部改正	平成29年 3月30日
	国自旅第304号
一部改正	平成30年 3月23日
	国自旅第292号
一部改正	平成31年 3月26日
	国自旅第329号
一部改正	令和 2年 3月30日
	国自旅第496号
一部改正	令和 3年 3月30日
	国自旅第549号
一部改正	令和 4年 3月22日
	国自旅第561号
一部改正	令和 5年 3月29日
	国自旅第412号
一部改正	令和 6年 3月28日
	国自旅第340号
一部改正	令和 7年 3月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた
臨時営業区域の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で、深刻なバス運転者不足等により、引き続き貸切バスの供給が逼迫することが予想されることから、これら訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、今般観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することとし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

記

（1）対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ. 1⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和8年3月末日まで。
- ③ 営業区域 (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。

（2）対象とする旅客の範囲

訪日外国人旅行者

（3）認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ. 1③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。
- ③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。
- ④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を

(1)③(イ)の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。なお、(1)③(ロ)のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書(1部)を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。

⑤ 認可は原則として即日行うこととする。

⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(一部改正平成26年3月26日付け国自旅第618号)」第11(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、(1)③(イ)のみを臨時営業区域とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。

なお、隣接道府県(本来の営業区域に含まれている隣接府県の境界に接する市町村を除く)を発地又は着地とする運送((1)③(イ)を着地又は発地とする運送を除く)については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

(4)指導事項

① 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の写しを携行させるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(5)認可に付する条件

認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効(以下、「認定の取消等」という。)があった場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- ④ 令和8年2月15日までに、令和8年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。
- ⑤ この認可は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(6)輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、臨時の報告を求めるとともに、必要に応じ調

査を実施する。

(7) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

この認可に基づく運送であって、認定の取消等があった日より前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることとする。

附 則(平成27年2月27日 国自旅第321号)

- 1 この通達は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「外国人訪日旅行者向け貸切バスの供給逼迫状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」(平成26年4月17日付け国自旅第17号)は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則等の適用については、なおその効力を有する。

附 則(平成27年9月29日 国自旅第175号)

- 1 この通達は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則(平成28年3月30日 国自旅第406号)

- 1 この通達は、平成28年3月31日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則(平成28年9月30日 国自旅第171号)

- 1 この通達は、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(平成29年3月30日 国自旅第403号)

- 1 この通達は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第1

5条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(平成30年3月23日 国自旅第304号)

- 1 この通達は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(平成31年3月26日 国自旅第292号)

- 1 この通達は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和2年3月30日 国自旅第329号)

- 1 この通達は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和3年3月30日 国自旅第496号)

- 1 この通達は、令和3年4月1日から適用する。

- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和4年3月22日 国自旅第549号)

- 1 この通達は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和5年3月29日 国自旅第561号)

- 1 この通達は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和6年3月28日 国自旅第412号)

- 1 この通達は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則(令和7年3月27日 国自旅第340号)

- 1 この通達は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

別記

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）
- ③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について

改正後	改正前
国自旅第321号 平成27年 2月27日 国自旅第175号 一部改正 平成27年 9月29日 国自旅第406号 一部改正 平成28年 3月30日 国自旅第171号 一部改正 平成28年 9月30日 国自旅第403号 一部改正 平成29年 3月30日 国自旅第304号 一部改正 平成30年 3月23日 国自旅第292号 一部改正 平成31年 3月26日 国自旅第329号 一部改正 令和2年 3月30日 国自旅第496号 一部改正 令和3年 3月30日 国自旅第549号 一部改正 令和4年 3月22日 国自旅第561号 一部改正 令和5年 3月29日 国自旅第412号 一部改正 令和6年 3月28日 <u>国自旅第340号</u> <u>一部改正 令和7年 3月27日</u>	国自旅第321号 平成27年 2月27日 国自旅第175号 一部改正 平成27年 9月29日 国自旅第406号 一部改正 平成28年 3月30日 国自旅第171号 一部改正 平成28年 9月30日 国自旅第403号 一部改正 平成29年 3月30日 国自旅第304号 一部改正 平成30年 3月23日 国自旅第292号 一部改正 平成31年 3月26日 国自旅第329号 一部改正 令和2年 3月30日 国自旅第496号 一部改正 令和3年 3月30日 国自旅第549号 一部改正 令和4年 3月22日 国自旅第561号 一部改正 令和5年 3月29日 国自旅第412号 一部改正 令和6年 3月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた
臨時営業区域の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で、深刻なバス運転者不足等により、引き続き貸切バスの供給が逼迫することが予想されることから、これら訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、今般観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することとし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

記

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた
臨時営業区域の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したが、令和４年１０月の水際対策緩和以降再び増加傾向にあり、これら訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、今般、観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することとし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本件に係る運賃・料金については、令和５年８月２５日より施行した貸切バスの運賃・料金制度（令和６年３月１日に施行した運賃・料金制度を適用する場合、当該制度）が適用されることとなるので、この旨を併せて周知されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

記

(1) 対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ. 1⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和8年3月末日まで。
- ③ 営業区域 (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。

(2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

(3) 認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ. 1③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。
- ③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。
- ④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を（1）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。なお、（1）③（ロ）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。
- ⑤ 認可は原則として即日行うこととする。
- ⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成26年3月26日付け国自

(1) 対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ. 1⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和7年3月末日まで。
- ③ 営業区域 (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。

(2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

(3) 認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ. 1③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。
- ③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。
- ④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を（1）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。なお、（1）③（ロ）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。
- ⑤ 認可は原則として即日行うこととする。
- ⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成26年3月26日付け国自

旅第618号)」第11(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、
(1)③(イ)のみを臨時営業区域とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。

なお、隣接道府県（本来の営業区域に含まれている隣接道府県の境界に接する市町村を除く）を発地又は着地とする運送（(1)③(イ)を着地又は発地とする運送を除く）については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

(4) 指導事項

- ① 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の写しを携行させるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(5) 認可に付する条件

認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- ④ 令和8年2月15日までに、令和8年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求

旅第618号)」第11(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、
(1)③(イ)のみを臨時営業区域とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。

なお、隣接道府県（本来の営業区域に含まれている隣接道府県の境界に接する市町村を除く）を発地又は着地とする運送（(1)③(イ)を着地又は発地とする運送を除く）については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

(4) 指導事項

- ① 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の写しを携行させるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(5) 認可に付する条件

認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- ④ 令和7年2月15日までに、令和7年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求

められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。

⑤ この認可は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、臨時の報告を求めるとともに、必要に応じ調査を実施する。

(7) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

この認可に基づく運送であって、認定の取消等があった日よりも前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることとする。

附 則（平成27年2月27日 国自旅第321号）

- 1 この通達は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「外国人訪日旅行者向け貸切バスの供給逼迫状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成26年4月17日付け国自旅第17号）は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則等の適用については、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月29日 国自旅第175号）

- 1 この通達は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日 国自旅第406号）

- 1 この通達は、平成28年3月31日から適用する。

められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。

⑤ この認可は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、臨時の報告を求めるとともに、必要に応じ調査を実施する。

(7) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

この認可に基づく運送であって、認定の取消等があった日よりも前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることとする。

附 則（平成27年2月27日 国自旅第321号）

- 1 この通達は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「外国人訪日旅行者向け貸切バスの供給逼迫状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成26年4月17日付け国自旅第17号）は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則等の適用については、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月29日 国自旅第175号）

- 1 この通達は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日 国自旅第406号）

- 1 この通達は、平成28年3月31日から適用する。

- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年9月30日 国自旅第171号）

- 1 この通達は、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成29年3月30日 国自旅第403号）

- 1 この通達は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成30年3月23日 国自旅第304号）

- 1 この通達は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合

- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年9月30日 国自旅第171号）

- 1 この通達は、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成29年3月30日 国自旅第403号）

- 1 この通達は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成30年3月23日 国自旅第304号）

- 1 この通達は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合

において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成３１年３月２６日 国自旅第２９２号）

- １ この通達は、平成３１年４月１日から適用する。
- ２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和２年３月３０日 国自旅第３２９号）

- １ この通達は、令和２年４月１日から適用する。
- ２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和３年３月３０日 国自旅第４９６号）

において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（平成３１年３月２６日 国自旅第２９２号）

- １ この通達は、平成３１年４月１日から適用する。
- ２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和２年３月３０日 国自旅第３２９号）

- １ この通達は、令和２年４月１日から適用する。
- ２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和３年３月３０日 国自旅第４９６号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和4年3月22日 国自旅第549号）

- 1 この通達は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和5年3月29日 国自旅第561号）

- 1 この通達は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・

- 1 この通達は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和4年3月22日 国自旅第549号）

- 1 この通達は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和5年3月29日 国自旅第561号）

- 1 この通達は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・

料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和6年3月28日 国自旅第412号）

- 1 この通達は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和7年3月27日 国自旅第340号）

- 1 この通達は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

別記

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

附 則（令和6年3月28日 国自旅第412号）

- 1 この通達は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

別記

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道